

伊方3号運転差止仮処分、広島高裁即時抗告審第1回審尋が12日に

===== 2017年7月10日 直ちに解禁

2017年7月10日（広島）：

広島と松山の市民4人が申し立てている四国電力伊方原発3号機の運転差止仮処分命令事件の広島高等裁判所即時抗告審が7月12日午後2時から広島高裁で開かれる。（一般非公開）
同事件は広島地裁において去る3月30日申立却下決定（吉岡茂之裁判長）がくだされ、これを不服として申立人が高裁に即時抗告していたもの。

審尋期日には4人の申立人の他、伊方原発広島裁判本訴原告団事務局から6名が立ち会う。また出席する申立人代理人弁護士（債権者側）は、河合弘之弁護士（東京）、甫守一樹弁護士（東京）、大河陽子弁護士（東京）、中野宏典弁護士（山梨県都留市）、薦田伸夫弁護士（松山）、中川創太弁護士（松山）、胡田敢弁護士（広島）、前川哲明弁護士（広島）、松岡幸輝弁護士（広島）が出席する見込み。裁判長は広島高裁第2部（民事）の野々上友之判事（高裁部総括判事、33期）が担当することが決まっている。

なお、4月13日の即時抗告以降、債権者側は以下の書面を広島高裁に提出している。

- ・即時抗告状
- ・即時抗告理由書（火山）
- ・即時抗告理由書（地震動）
- ・長沢意見書：大阪府立大学名誉教授、長沢啓行氏による『伊方3号の運転差止仮処分申立を却下した広島地裁決定は司法の責任を回避し、「不作為の瑕疵」を容認するもの』とする意見書
- ・瀬木意見書：元裁判官で明治大学専任教授、瀬木比呂志氏による『伊方原発3号に関する広島地裁運転差止仮処分却下決定は、法律論として不合理で、論理的にも随所に破綻がみられ、民事訴訟法研究者として、また、元裁判官として、是認し難い』とする意見書（瀬木氏は『絶望の裁判所』の著者でもある）
- ・島崎証人尋問調書：2017年4月24日名古屋高裁金沢支部にて行われた大飯原発控訴審で元原子力委員会委員長代理島崎邦彦氏による『現在の規制基準で地震動評価の手法には過小評価の誤りがある』とする宣誓証言下の調書。

本訴広島裁判応援団は、審尋期日に先立ち同日正午12時から広島弁護士会館3階大ホールで『吉岡決定を原告団が斬る！』と題する定例学習会を開く。報告者は原告で応援団長の原田二三子と同じく原告で申立人の1人でもある綱崎健太の2名。

定例学習会終了後は、広島高裁へ行進を行う。行進の先頭には前述東京、山梨、松山、広島
の脱原発弁護士が立つ予定。

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

審尋中は広島弁護士会館 3 階大ホールで本訴原告や支援者などによる交流会が開かれる予定。

審尋終了後、直ちに同会場で記者会見・報告会が開かれる。記者会見では第 1 回審尋の内容説明・解説に先立ち、仮処分を巡る全国の動きに関する解説や広島高裁抗告審の評価位置づけなどに関しても弁護団から解説がある。

報告会では『本訴原告活動報告』として、被爆者原告で東京在住の上田紘二さんから「原爆被爆者は被曝を拒否する」という主旨の報告がなされる。(上田さんは東京都の被爆者団体『東友会』の元事務局次長)

記

伊方 3 号機仮処分広島高裁即時抗告審第 1 回審尋期日

日時：2017年7月12日(水)

場所：広島高等裁判所(審尋会場は民事執行センター)、広島弁護士会館 3 階大ホール

- 11時30分 3階大ホール開場
- 12時00分 定例学習会『吉岡決定を原告団が斬る!』開始
- 13時45分 広島高裁へ行進開始
- 14時00分 審尋開始(弁護士会館では交流会)
- 審尋終了後 記者会見・報告会開始(15時00分ごろ)
- 16時00分ごろ 記者会見・報告会終了

(了)

問い合わせ先：伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町 2 丁目 21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org、

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク(携帯電話 090-7899-4998)

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる